認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業利用料助成決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 会 長

年 月 日付で申請のありました認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業の利用料の助成について、助成することを決定しましたので通知します。

なお、助成金は、あなたが「福祉サービスの利用援助契約」を締結した社会福祉協議会が直接受領します。

記

○助 成 額 1時間あたり250円

○助成開始期日 福祉サービスの利用援助契約締結日、または村県民税非課税となった 日のいずれか遅い方の日

○助成金受領先 福祉サービスの利用援助契約締結社会福祉協議会

○注 意 事 項

- 1) 「福祉サービス利用援助契約書」に基づき、さらに1年間契約を 続ける場合は、毎年6月30日までに生計中心者の「村県民税課 税証明書」を本会に提出して下さい。
- 2) 生計中心者など、世帯の方が村県民税の課税対象になった場合は、 ただちに本会に申し出て下さい。故意に申し出を怠った場合は、 その時まで遡って利用料を徴収する場合があります。